令和3年度 第1回 野田市学校給食運営委員会

令和3年7月17日(土) 午前10時00分から 野田市役所8階大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長挨拶
- 3 委員の委嘱
- 4 委員の自己紹介
- 5 学校給食運営委員会の趣旨説明等
- (1) 学校給食運営委員会設置の経緯
- (2) 所掌事務等
- 6 議事 副委員長の選出について

<協議事項>

- (1) 令和2年度の食材費の執行状況について
- (2) 給食費の未納状況および未納に対する対策について

<報告事項>

- (3) 地産地消の実績及び今後の見通しについて
- (4) その他
- 7 閉 会

1 令和2年度の食材費の執行状況について

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月に引き続き、臨時休校が5月まで延長となりました。その後、6月から分散登校が開始され、6月22日から全校で給食が再開されました。授業時数を確保するため、登校期間とした7月末までと8月最終週にも給食を実施し、年間152回の給食を実施しました。

(1) 令和2年度食材費全体の執行状況



(米補助総額 2,908 万円+元年度野田産米執行残 625 万円) - (キャンセル不可食材費 146 万円) - (2 年度野田産米補助執行残 1,403 万円)

※お米代の約49%を補助 小学校ご飯給食1食当たり約13円 年間約1,326円中学校ご飯給食1食当たり約19円 年間約1,938円

【野田産米補助による精算方式及び令和3年度への増額補正について】

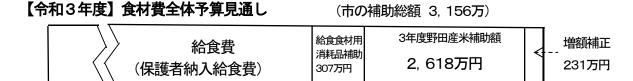
各校の栄養士は、給食費収入に合わせて献立を作成し執行していますが、結果的に生じた 給食費収入との差額は、野田産米補助を活用し教育委員会がこれを管理し精算しています。 精算後に野田産米補助の執行残が生じた場合は、その額を翌年度予算で増額補正することで 市から給食食材への補助額が減ることがないようにしています。

平成30年度以前の野田産米補助の執行残は、年度平均で85万円でしたが、令和元年度は、令和2年3月全国一斉休業に伴う給食中止により、625万円の執行残となりました。この執行残の額を例年と同様に翌年度増額補正しましたが、執行方法も同様の取扱いとした場合、令和2年度の1食単価が例年と比べ高くなってしまうため、この額は臨時休業の際にキャンセルできなかった食材費を保護者負担とせずに支払うために使用することとし、結果的に146万円のみの執行となりました。

さらに、令和2年4月からの臨時休業等によって6月21日まで給食が中止となったことから令和2年度の執行残は、1,403万円となりました。

今年度においては、いまだ感染症終息の見通しが立たず、いくつかの学校において陽性者の発生により臨時休業を実施している等の状況を鑑み、引き続き市からの補助額が減ることがないようにするとともに、食材業者へのキャンセル分食材費を市が負担することとし、併せて不要な執行残が生じないよう補正額を調整することとします。具体的には、平成30年度以前の執行残平均である85万円と昨年度キャンセル分食材費として執行した146万円を合わせた231万円を9月議会で野田産米補助予算に増額補正いたします。

(2) 令和3年度食材費全体計画



(市の米補助の合計2,849万)

予算内訳 保護者納入給食費

給食食材用消耗品補助(給食センターのみ) 約 307万円

野田産米補助約2,849万円

【給食食材消耗品補助(給食センターのみ)について】

給食センターはパン、果物、デザート等を加工業者から直送しており、包装・容器代が食材費に含まれてしまうため、食材費を補助する目的で給食食材消耗品として1人1食当たり3.12円を補助しています。なお、単独校においては、調理に使用するアルミカップやゼリーカップ等は、調理業務委託先である野田業務サービスにて容器を購入し、給食室で調理するため食材費には含まれていません。

【野田産米補助額について】

野田産米補助予算は平成26年度より、地産地消を推進するとともに、保護者負担を軽減するため、年2,192万円を基準として野田産米の購入費用を補助しています。この金額は当時の1kg当たり312円の米単価を基準としているため、それ以上に野田産米の価格が上がった場合にはおかず代を確保するため値上がり分を増額しています。今年度は米単価が1kg342円のため米代の増額分を増やして2,618万円となっています。また、9月議会で、231万円を増額補正いたします。

(3) 令和2年度(6月から3月)月別食材費(野田産米補助を除く)執行状況 令和3年度6月から3月の学校別・月別食材費の1食当たり単価(野田産米補助は含まず)

										単位:上段	段(円) 下戶	殳(%)	
学校名		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準	平均
	単価	280.31	278.62	267.49	275.92	265.96	251.11	245.37	267.24	198.43	239.29	253	256.97
東部小	間差	10.79	10.13	5.73	9.06	5.12	△ 0.75	△ 3.02	5.63	△ 21.57	△ 5.42		1.57
	単価	226.30	259.18	255.12	244.97	252.36	245.05	245.42	261.33	262.13	268.81	253	252.07
南部小	間差	△ 10.55	2.44	0.84	△ 3.17	△ 0.25	△ 3.14	△ 3.00	3.29	3.61	6.25		-0.37
	単価	254.82	251.34	259.53	244.28	241.04	252.99	256.54	255.33	253.15	255.99	253	252.50
北部小	間差	0.72	△ 0.66	2.58	△ 3.45	△ 4.73	△ 0.00	1.40	0.92	0.06	1.18		-0.20
	単価	274.26	188.71	257.13	253.44	251.32	241.00	250.41	260.94	273.93	293.87	253	254.50
福一小	間差	8.40	△ 25.41	1.63	0.17	△ 0.66	△ 4.74	△ 1.02	3.14	8.27	16.15		0.59
	単価	231.87	263.08	255.95	256.77	251.90	249.25	238.53	248.57	244.49	274.92	253	251.53
福二小	間差	△ 8.35	3.98	1.17	1.49	△ 0.43	△ 1.48	△ 5.72	△ 1.75	△ 3.36	8.66		-0.58
	単価	310.55	291.81	292.38	269.88	288.26	264.23	215.02	235.69	213.24	256.21	253	263.73
川間小	間差	22.75	15.34	15.57	6.67	13.94	4.44	Δ 15.01	△ 6.84	△ 15.72	1.27		4.24
	単価	289.41	258.34	229.48	234.36	226.95	218.38	208.97	244.64	279.39	373.62	253	256.35
山崎小	間差	14.39	2.11	△ 9.30	△ 7.37	Δ 10.30	Δ 13.68	△ 17.40	△ 3.30	10.43	47.68		1.33
	単価	246.04	288.12	285.72	251.05	292.06	253.32	240.73	252.92	222.04	220.98	253	255.30
岩木小	間差	△ 2.75	13.88	12.93	Δ 0.77	15.44	0.13	△ 4.85	Δ 0.03	Δ 12.24	Δ 12.66		0.91
	単価	264.38	267.15	248.54	248.73	247.93	248.87	242.10	258.45	249.63	258.10	253	253.39
尾崎小	間差	4.50	5.59	△ 1.76	Δ 1.69	Δ 2.00	Δ 1.63	△ 4.31	2.15	Δ 1.33	2.02		0.15
	単価	246.13	270.79	243.01	245.75	249.24	263.16	265.13	259.53	257.90	245.55	253	254.62
七光台小	間差	△ 2.72	7.03	△ 3.95	△ 2.87	△ 1.49	4.02	4.79	2.58	1.94	△ 2.94		0.64
	単価	233.72	271.01	276.05	255.29	263.49	246.85	251.61	253.55	255.96	232.42	253	254.00
ニツ塚小	間差	△ 7.62	7.12	9.11	0.91	4.15	△ 2.43	△ 0.55	0.22	1.17	Δ 8.13		0.39
	単価	256.01	287.64	262.88	242.94	248.76	250.79	243.70	248.62	246.26	255.81	253	254.34
みずき小	間差	1.19	13.69	3.91	△ 3.98	Δ 1.68	Δ 0.87	Δ 3.68	Δ 1.73	Δ 2.66	1.11		0.53
	単価	247.52	250.86	233.79	234.02	236.30	250.52	247.58	254.30	272.35	274.16	256	250.14
野田センター	間差	Δ 3.36	Δ 2.05	△ 8.72	△ 8.63	△ 7.74	△ 2.19	Δ 3.33	Δ 0.71	6.34	7.04		-2.33
21 - 2 - 7	単価	250.34	246.00	262.48	259.56	251.86	247.29	265.03	250.80	257.56	292.08	256	258.30
関宿センター	間差	△ 2.26	△ 3.95	2.48	1.34	Δ 1.66	△ 3.45	3.48	Δ 2.08	0.56	14.04		0.85
	—												
	単価	333.38	304.93	298.13	304.16	299.32	297.31	299.01	308.18	315.21	308.09	304	306.77
東部中	間差	9.66	0.31	△ 1.93	0.05	△ 1.54	△ 2.20	△ 1.64	1.38	3.69	1.35	001	0.91
	単価	302.54	302.32	299.99	303.91	307.42	287.51	293.51	303.73	306.51	349.94	304	305.74
	間差	△ 0.48	△ 0.55		Δ 0.03	1.13	△ 5.42			0.83			0.57
ттир	単価	312.51	307.90	305.40	309.94	306.55	291.67	301.85	310.48	305.57			306.24
北部中	間差	2.80	1.28	0.46	1.95	0.84	Δ 4.06	△ 0.71	2.13	0.52	2.14		0.74
APHIL.	単価	284.23	307.88	276.55	304.53	301.97	298.53	309.53	310.60	307.18	330.42		303.14
福田中	間差	Δ 6.50	1.28	△ 9.03	0.17	△ 0.67	△ 1.80	1.82	2.17	1.05	8.69		-0.28
шшт	単価	298.93	308.51	299.64	300.07	304.01	305.75	298.88	309.98	312.61	312.95		305.13
川間中	間差	△ 1.67	1.48	∆ 1.43	∆ 1.29	0.00	0.58	Δ 1.68	1.97	2.83	2.94		0.37
ᄱᄪ	単価	285.98			298.59	299.02				300.76	312.89		303.72
岩名中	間差	285.98 △ 5.93	300.01 △ 1.31	301.31 △ 0.88	298.59 △ 1.78		323.23 6.33	287.84 △ 5.32	327.55 7.75		2.92	304	-0.09
<u> </u>	単価					∆ 1.64				△ 1.07		207	
野田センター		297.60	301.50 A 1.83	280.97	281.24 △ 8.43	283.98	301.08 A 1.07	297.57	305.60	327.33	329.44 7.27	307	300.63
野田センダー		∆ 3.10	△ 1.83	△ 8.51		△ 7.53	△ 1.97	∆ 3.11	△ 0.49	6.58		207	-2.11
明点:、左	単価	300.82	295.60	315.37	311.87	302.63	297.15	318.42	301.36	309.46		307	310.36
関宿センター	旧左	△ 2.05	∆ 3.75	2.69	1.55	△ 1.46	△ 3.25	3.68	Δ 1.88	0.76	14.25		1.05

網掛けは、基準単価 (小学校 254.86 円 (給食センター257.98 円) 、中学校 305.95 円 (給食センター309.07 円) の±3%の幅を超えたもの。 △は基準単価のマイナスとなったもの。 なお、4月は公立幼稚園のみ1日給食を実施しました。4月の支払いには、翌日以降の調味料等の支払い分も含まれ、1食単価が高く算出されるため表から削除した。

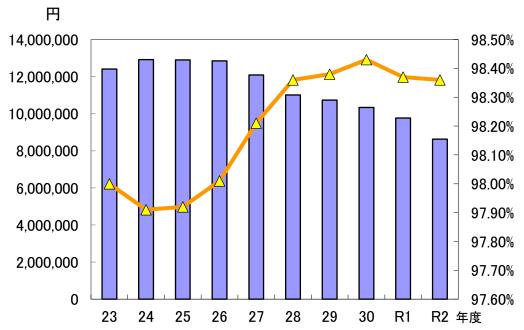
2 給食費の未納状況および未納に対する対策について

(1) 給食費未納額等の推移(各年度5月末日の出納閉鎖時点)

左庇	給食費全体(令和2年度分+過去の滞納分)					
年度	納めるべき金額	未納額	未納額前年度比	収納率		
23	621, 509, 361	12, 403, 761	985, 986	98.00%		
24	618, 930, 022	12. 915, 018	511, 257	97. 91%		
25	619, 712, 967	12. 895, 211	▲ 19, 807	97. 92%		
26	645, 472, 489	12, 844, 993	▲ 50, 218	98. 01%		
27	676, 415, 177	12, 086, 962	▲ 758, 031	98. 21%		
28	672, 261, 372	11, 008, 763	▲ 1, 078, 199	98. 36%		
29	663, 976, 253	10, 727, 753	▲ 281, 010	98. 38%		
30	657, 678, 970	10, 336, 666	▲ 391, 087	98. 43%		
R1	599, 394, 950	9, 762, 558	▲ 574, 108	98. 37%		
R2	524, 808, 943	8, 628, 644	▲ 1, 133, 914	98. 36%		

給食費の未納額及び収納率の推移

■ 未納額 ■ 収納率



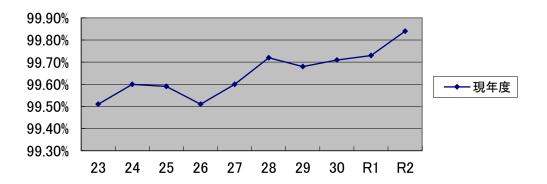
【現年度分】

K-90 173	給食費(令和2年度分)					
年度			T			
	納めるべき金額	未納額	未納額前年度比	収納率		
23	610, 091, 586	3, 005, 412	▲ 870, 467	99.51%		
24	606, 526, 261	2, 455, 608	▲ 549, 804	99.60%		
25	606, 797, 949	2, 496, 858	41, 250	99. 59%		
26	632, 577, 278	3, 098, 210	601, 352	99. 51%		
27	663, 570, 184	2, 634, 031	▲ 464, 179	99.60%		
28	660, 174, 410	1, 873, 259	▲ 760, 772	99. 72%		
29	652, 967, 490	2, 103, 066	229, 807	99.68%		
30	646, 951, 217	1, 886, 487	▲ 216, 579	99.71%		
R1	589, 058, 284	1, 588, 957	▲ 297, 530	99. 73%		
R2	515, 046, 385	835, 361	▲ 753, 596	99.84%		

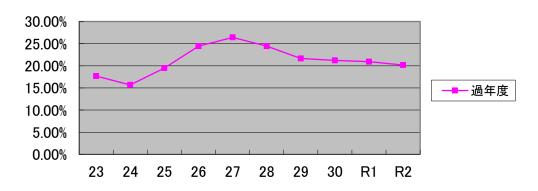
【過年度分】

年度	給食費(過去の滞納分)					
平皮	納めるべき金額	未納額	未納額前年度比	収納率		
23	11, 417, 775	9, 398, 349	1, 856, 453	17. 69%		
24	12, 403, 761	10, 459, 410	1, 061, 061	15. 68%		
25	12, 915, 018	10, 398, 353	▲ 61, 057	19. 49%		
26	12, 895, 211	9, 746, 783	▲ 651, 570	24. 42%		
27	12, 844, 993	9, 452, 931	▲ 293, 852	26. 41%		
28	12, 086, 962	9, 135, 504	▲ 317, 427	24. 42%		
29	11, 008, 763	8, 624, 687	▲ 510, 817	21.66%		
30	10, 727, 753	8, 450, 179	▲ 174, 508	21. 23%		
R1	10, 336, 666	8, 173, 601	▲ 276, 578	20. 93%		
R2	9, 762, 558	7, 793, 283	▲380, 318	20. 17%		

給食費の収納率(現年度)



給食費の収納率(過年度)



(2) 給食費未納に対する対策について

① 現状の滞納対策

ア 学校での取り組み(各校の状況に応じて、随時実施)

- ・保護者会等での説明
- ・学校及び学年便りを通した依頼
- ・保護者への電話及び手紙での督促
- ・学級担任等による家庭訪問
- ・小中学校間の情報交換
- ・集金方法の工夫(手集金)中央小、宮崎小、柳沢小、第一中、第二中、東部中、川間中、木間ケ瀬中、二川中 (4・5月のみ)の9校で実施。
- ・児童手当から直接引き落とす申出書の提出の依頼

イ 教育委員会での取り組み

- ・給食申込みの実施(4月)
- 電話による督促(随時)
- ・臨戸徴収の実施(7月、12月、2月頃(令和3年度はコロナウイルス感染症対応

のため、実施時期については感染状況を考慮の上実施予定)、その他随時)

- ・督促文書の発送(11月、1月頃)
- ・児童手当から直接引き落とす申出書の提出の依頼
- ・法律事務所へ未収金管理・回収業務を委託(高額滞納世帯対象)
- ・法的措置の実施

(悪質滞納者に対する法的措置として、学校給食運営委員会で協議の上、実施)

ウ 児童手当からの徴収額推移

(児童手当から徴収することができた徴収件数及び徴収金額)

		,	
年度	徵収件数	徴収金額	給食費全体に対する割合
平成28年度	56件	1,753,055円	0. 26%
平成29年度	45件	1,582,004円	0. 24%
平成30年度	5 2件	1,709,569円	0. 26%
令和元年度	47件	1,638,128円	0. 27%
令和2年度	40件	1, 358, 720 円	0. 26%

令和3年度は、6月の児童手当引き落としで、約54万円が徴収済みです。 今年度は、更に約54万円が徴収予定です。

エ 給食費滞納繰越分滞納者の状況

令和2年度末までの滞納分は、136世帯で約794万円です。(R3.6.15現在) ※資料P4の2(1)給食費未納額等の推移と金額が異なるのは、5月末日から 資料作成時までの期間に約69万円を回収できたためです。

世帯数を単位として、この滞納額を区分すると次表のとおりです。

滞納額区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
1円以上~10,000円未満	1 4	2 5	2 5	
10,000 円 ~ 50,000 円	5 1	5 5	5 9	
50,000円~100,000円	2 1	3 4	3 2	
100,000円~ 200,000円	1 3	1 5	1 4	
200,000円~ 300,000円	7	7	4	
300,000 円以上	3	2	2	
合 計	109	1 3 8	1 3 6	

令和3年6月15日における滞納額10万円以上の世帯は20世帯です。 過去1年間の督促状況は次表のとおりです。

督促状況	該当世帯数(20世帯)
納入がない世帯	8世帯
部分納付を行った	5世帯
要保護・準要保護の認定を受けている	1世帯
債務整理者または、居住確認ができない等	6世帯

② 今後の滞納対策

令和元年10月から教育委員会からの臨戸徴収や催告書の送付に対し、何の反応 も示さない悪質な滞納者への督促を法律事務所に委託しております。

ただし、長期疾病や不慮の災害、昨年度又は今年度において、生活保護又は準要保護の適用を受けた者、その他やむを得ない特別の事情があると認められる場合は、対象としておりません。

10万円以上の滞納世帯のうち誓約不履行8世帯(滞納額合計約165万円)を対象とし、事業実施初年度である令和元年度は3世帯から約13万円、令和2年度は3世帯から約22万円を回収しました。

令和3年度は法律事務所に回収委託する対象者の拡大を検討しましたが、新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない状況であり、社会経済状況を考慮した結果、対象者の範囲を維持することとしました。

また、居住確認ができない25世帯(滞納額合計約126万円)の所在確認等について、法律事務所と協議し、長期的な滞納が解消できるよう対策を講じてまいります。

3 地産地消の実績及び今後の見通しについて

(1) 野田産ブランド米の使用

- ・黒酢を使って生産した特別栽培米の「黒酢米」及び有機肥料・減農薬で生産した「江川米」を購入し、安全安心な米飯給食を実施しました。
- ・「玄米黒酢農法米」を発芽玄米に加工し、月に2回以上学校給食で提供しました。

(2) 地元農家から新鮮な野菜を直接学校へ納品

給食では、学校や地域の実態に応じて、地元産の野菜の活用を進めています。

令和2年度は、6月の食育の日には、野田市産の枝豆やナス、発芽玄米を使った料理を提供し、11月の食育の日には、福田地区の4校で、地元の洋菓子店のパティシエの方に地元産のサツマイモを使ったマドレーヌのレシピをいただいて焼き上げるなど、地元農産物を活用した食育に取り組みました。また、1月24日から1月30日の全国学

校給食週間では地元の食生活アドバイザーの方に、醤油のもろみを活用したメニューを 提供していただき、各校で提供しました。

今後も、市内全体に産直野菜をバランスよく供給できる仕組みを検討し、農政課や保 健センター等と連携して地産地消や食育の充実を図ります。

令和	元年度及び令和	(単位:kg)				
則	元者 敬称略	(th. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	₽¥ઃ३ १/८ ⇒₽	年間購入量		
	(生産地)	納入品目例	購入施設	R1年度	R2年度	
1	遠藤農園 (鶴奉)	ほうれん草・小松菜・ 枝豆	東部小、南部小、福二小、 川間小、山崎小、岩木小、 尾崎小、二ツ塚小、東部 中、南部中、川間中、岩名 中、野田センター、関宿セ ンター	15,626	6,087	
2	北農クラブ(五木)	ほうれん草・小松菜・ キャベツ・ジャガイモ・ キュウリ・生姜・玉葱・ 人参・ナス・枝豆	北部小、岩木小、北部中、七光台小、川間中、岩名中	11, 943		
3	4Hクラブ (鶴奉 岡田 三ケ尾 船形) 木間ヶ瀬)	大根・人参・長ネギ・ キュウリ・ジャガイモ キャベツ・ナス・白菜	野田センター、南部中関宿センター	22, 108	13, 708	
4	石山まゆみ(木野崎)	ほうれん草・ネギ	南部小、福一小、 山崎小、二ツ塚小、 みずき小、南部中、 福田中	1, 542	1, 458	
5	根本和雄(三ツ堀)	白菜・小松菜・長ネギ・ キャベツ・ジャガイモ	東部小、福一小、	183	8 4 7	
6	坂巻農園 (西三ケ尾)	大根	南部小	0	0	
7	金剛寺みち子(西三ケ尾)	白菜・小松菜・枝豆・ ナス・キュウリ・玉ネギ とうもろこし・トマト・ キャベツ・ジャガイモ	福二小	402	357	
8	瀬能淳矢 (船形)	ブロッコリー・イチゴ	七光台小、川間小、川間中	9 6	2	
9	篠崎達夫 (鶴奉)	三つ葉	東部小、南部小、福一小、 みずき小、岩木小、 七光台小、北部中	1 7	1 2	
10	まめいち農園(船形)	人参、ほうれん草、ブロッコリー、大根、枝豆、 カブ、ネギ	北部小、川間小、七光台小北部中、岩名中	_	5 0 4	
11	共生ファーム	ビーツ	野田センター	_	2 2	
		計	51, 917	22, 997		

4 その他

(1) 3月分の給食費集金額及び臨時休業による給食中止について

令和元年度から、3月分の給食費は、学年単位で基本の給食年間回数(令和2年度は各学年152回)に満たない日数分を減額した金額で集金しています。令和2年度は基本の実施回数を152回としたため、9カ月分(8月を除く6月から3月)の月額集金で不足する2日分を月額に追加して集金させていただきました。

【令和2年3月分の給食費算出方法】

{月額+(日額×2)} - (日額×各学年で欠食した日数)

キャンセルできず請求が発生したり、賞味期限が切れたこと等により使用できなくなった食材費については、今後も市の野田産米補助予算より支払い、保護者に負担をかけないように対応します。

(2) 給食における新型コロナ対応について

給食前後の手洗いの徹底、飛沫感染を避けるため全員同じ方向を向いての喫食、会話をできるだけ控える黙食、給食当番の体調確認を継続して行っています。

(3) 給食における食物アレルギー対応について

学校給食における食物アレルギー対応については、平成29年度改訂の「野田市学校 給食食物アレルギー対応マニュアル」に沿って全校で対応しています。更に安全に対応 できるようにするため、対応のための各様式を分かりやすくしたり、面談を十分に行う ように記録用紙を詳細にする等、対応内容について一部見直しや関係書類の改訂を検討 しています。

(4) 給食食材の放射性物質検査について

市場を通さず、直接給食室に納入される地場産食材及び、出荷制限地域のある食材について、月に1回検査を実施してまいりましたが、検査開始以来、測定値が基準値を超えたことがない等の状況を踏まえ、令和3年3月をもって検査を終了しました。

(5) 学校給食施設の課題について

野田市学校給食センターは昭和46年に建設され、築49年を経過しており、老朽 化が進んでいるところです。また、単独調理校にも同様に老朽化している施設が4校 あります。

施設の老朽化対策については、関係部課長で構成するプロジェクトチームによる検討を進めておりますが、施設数も多く、財政的にも厳しく課題山積の状況であり、検討の方向性も見いだせていないのが現状であります。しかし、長寿命化を中心とする老朽化対策は、財政的にも最大の課題であることから、新たに、市長を筆頭に主管者で構成する庁内会議を設置することといたします。さらに、その実効性を確保するためには、専任の事務局が必要であることから、臨時の組織として、2人の管理職を6月1日付けで配置いたしました。

まず取り組まなければならない緊急的課題として、野田市学校給食センターなど老 朽化した給食施設や耐震性に問題のあった特定建築物である福田体育館の対応があり ます。これらの課題を庁内検討によりある程度の方向性を出した段階で、第三者委員 会を設置してまいります。

2月頃に予定しております第2回目の給食運営委員会では、この給食施設の老朽化対策について、市としましては一定の方向性をお示しさせていただくことを考えており、委員の皆様からご意見をいただく予定です。その御意見を先ほど申し上げました庁内会議や第三者委員会に御報告させていただき、検討を進めていきたいと考えております。